

意見公募（パブリックコメント）手続の実施結果について

案件名	登別市行政手続条例の一部を改正する条例（案）		
意見の募集期間	令和8年2月9日（月）～令和8年3月10日（火）		
担当グループ	総務部総務グループ		
意見提出者数	1人		
意見件数	2件		
提出された意見の概要と市の考え方			
<p>【分類欄について】</p> <p>A：意見を案に反映したもの</p> <p>B：意見を既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>C：意見を今後の参考とするもの</p> <p>D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等</p>			
No.	意見の概要	市の考え方	分類
1	「名あて人」を「名宛人」に変える変更手続きですが、どういう経緯で過去に「名あて人」となっていたのか注釈があってもいいのではないかと。	本市における例規の改正方法については、登別市公用文作成規程（平成2年訓令第1号）において規定されているほか、法令改正の方法に倣った改正を行っていることから改正の経緯について注釈することは行いません。 なお、第15条第1項及び第3項の「名あて人」を「名宛人」に改める改正は、平成22年の常用漢字表の改定により、「宛」の文字が常用漢字とされたことに伴う形式的な改正であり、本改正案についても行政手続法の改正内容と合わせた改正を行います。	D
2	公示の方法は、要するに、「インターネット公告と市役所及び支所の掲示板で公告」をする旨を書いています。文章表現を示したように改善してはどうか？	行政手続法第46条において、地方公共団体は、同法の規定の適用除外となる処分等について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずることとされており、同法の趣旨にのっとる必要があることから、本改正については同法の改正内容と合わせた改正を行います。	D